

(お知らせ)

平成30年9月28日
京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室
TEL 251-8993
子ども若者未来部子ども家庭支援課
TEL 746-7625

放課後等デイサービス事業者等の指定取消処分について

株式会社プレイズコンフォート（以下「事業者」という。）が運営する放課後等デイサービス「くるみの森 山科3号店」において、虐待行為や不正請求が行われているとの通報があり、平成30年4月26日から児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、事業者が運営する市内の全事業所を対象として、特別監査を実施してまいりました。

その結果、管理者的立場の従業員（関西地区マネージャー。以下「当該従業員」という。）が特定の事業所において、利用児童を平手打ちする虐待行為を行っていたことをはじめ、給付費の請求に当たって必要となる児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）が市内全事業所で不在であったにもかかわらず、請求を行っていた事実等を確認しました。

このため、法第21条の5の24第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号に基づき、事業者に対する「指定取消」を実施するとともに、不正に請求し、受領していた給付費について、法第57条の2第2項に基づく加算金を含めた額を返還するよう、事業者に通知しましたので、お知らせします。

記

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：株式会社プレイズコンフォート
- イ 代表者名：代表取締役 角屋 隆
- ウ 所在地：福井県福井市みのり2丁目5-7

(2) 事業者が運営する市内の放課後等デイサービス事業所等

- ア 名称：くるみの森 山科
所在地：京都市山科区川田清水焼団地町7-4
- イ 名称：くるみの森 山科2号店
所在地：京都市山科区勧修寺柴山15-3
- ウ 名称：くるみの森 山科3号店
所在地：京都市山科区勧修寺東堂田町118
- エ 名称：くるみの森 左京
所在地：京都市左京区田中西高原町19-2

(3) 提供するサービス

放課後等デイサービス・児童発達支援（全事業所）

2 特別監査の実施結果

事業者が運営する事業所については、平成29年5月にも虐待の疑いがあるとの匿名の通報があり、同年6月に無通告で「くるみの森 山科2号店」及び「くるみの森 山科3号店」に実地指導を実施しています。

当該指導では、虐待の事実は確認できませんでしたが、児発管が不在になっていた期間があるにもかかわらず、児発管に関する給付費請求を行っている事実が確認できたため、手続きの不備を指摘するとともに、児発管が欠員であった期間に係る給付費の加算相当分の返還を求めました。

また、その際、今後、児発管の変更届を速やかに行う旨の改善結果報告書を受理したほか、虐待行為や虐待行為と疑われる行為を行わないよう指導しました。

しかし、平成30年3月末頃から複数回「当該従業員が利用児童に対して虐待を行っている」、「現在も不正請求を行っている疑いがある」との通報があり、更に、虐待の映像等の提供を受けたことから、平成30年4月26日から全店を対象に、無通告で特別監査を行い、以下の点を確認しました。

(1) 虐待の事実

当該従業員が利用児童に虐待行為を行っていたことを映像、音声データ及び職員からの聴き取りにより確認しました。

なお、当該従業員は虐待について、監査の聴き取りでは「絶対に行っていない」と発言したほか、映像の確認を求めた際にも、映像は自身であることは認めたものの、事業所は「虐待の認識が市とは異なる」としています。

また、児童に対して不適切な発言をしたことについて、事業所は「当該従業員の音声かは分からない」として、当該従業員の発言として認めていません。

(2) 不正請求の事実

- ・ 児発管の不在

市内全事業所で児発管が不在となっていた期間があるにも係らず、本市への届出を行わずに給付費を不正に請求していたことを確認しました。

- ・ 児発管の退職時期に係る虚偽報告

児発管の退職時期及び理由について、虚偽の報告を行い、給付費の返還を免れるとともに、児発管に関する「みなし規程」（児発管の要件を満たしていないものの、やむを得ない事由により、1年間は児発管を配置しているものとして認められる規程）について、不正に適用を受けていたことを確認しました。

3 行政処分の実施

利用児童に対する虐待行為は絶対に許されません。また、平成29年の改善結果報告書にもかかわらず、児発管に関する給付費の不正請求が行われていました。

その他の監査結果等も踏まえると、当該事業所については悪質であると判断せざるを得ないことから、法に基づき、以下の行政処分を行います。

(1) 指定取消

10月31日付けで市内放課後等デイサービス事業所等の指定を取り消します。

(2) 不正請求の返還請求

監査において確認された不正請求額について返還を求めます。

なお、根拠が不明確なまま請求されている給付費については、引き続き事業所に対し、根拠資料の提出を求めます。

今回の返還請求額：14,561,442円

(給付費10,401,031円+加算金4,160,411円)

(3) その他

現在利用中の児童については、事業者の責任において、利用児童の他施設での受入調整を行うよう指導します。

ただし、事業者が真摯に対応しない場合は、本市として、利用児童が引き続きサービスを受けられるよう、対応してまいります。